

## 不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人

(問い合わせ先)

大阪労働局職業安定部雇用保険課  
(直通電話 06-7669-8900)

公表日	氏名	事務所の名称	所在地	助成金の名称	支給を取り消した日	返還を命じた額	返還状況	不正の内容
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年6月29日	104,482,755	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	緊急雇用安定助成金	令和4年8月15日	18,015,750	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年8月5日	30,649,291	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年9月20日	7,567,000	納付計画策定中	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。

令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	緊急雇用安定助成金	令和4年9月20日	17,897,300	納付計画策定中	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請にかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年7月11日	21,316,500	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年7月22日	7,777,500	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年9月20日	10,209,072	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請にかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	緊急雇用安定助成金	令和4年9月20日	904,000	一部納付済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年6月24日	2,085,000	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年6月24日	3,225,000	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。

令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年6月29日	13,698,476	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年7月1日	9,510,000	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	雇用調整助成金	令和4年7月6日	7,454,000	全額返還済み	大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
令和6年2月1日	松田 晃	関西中小企業経営協会	大阪市東住吉区住道矢田 6-13-10	緊急雇用安定助成金	令和4年7月7日	未然防止		大阪労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、一部休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。